

(様式6)

工事請負代金請求書

平成 年 月 日

支出官 局
部長 殿

(債権譲受人) 住所
氏名

建設業協同組合 (実印)

平成 年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について下記のとおり請求します。

記

一 請求金額

金 _____ 円

ただし、 工事の代金

(内訳)

(1) 請負代金額	¥ _____
(2) 前払金受領済額	¥ _____
(3) 中間前払金受領済額 及び部分払金受領済額	¥ _____
(4) 履行遅滞の場合における損害金等	¥ _____
(5) 今回請求金額	¥ _____

二 承認番号

三 支払口座等

1 振込希望金融機関名

銀行 本支店

2 預金の種別、口座番号

××預金××××××××

3 口座名義

(ふりがな)

××××

4 請求者の連絡先

住 所

電 話

ファックス

金銭消費貸借契約書

建設業協同組合(以下、甲という)と 株式会社(以下、乙という)とは、次のとおり、金銭消費貸借契約を締結した。

第1条(借入れ金額と条件)(例示)

甲は乙に対して、平成 年 月 日、金 千円を、以下の条件で貸し渡し、乙はこれを借受けて受け取った。

- (1) 資金用途
- (2) 借入金額
- (3) 弁済期 平成 年 月 日、期日一括返済
- (4) 利率及び利息支払方法 利率は、年 %とし、利息の支払いは、借入日に、借入の翌日から返済期日に至るまでの分を前払とし、借入金額から天引きの方法で支払う。

第2条(繰上返済)

乙は、返済期日が到来する以前に、借入金額の全部または一部を返済することができる。

- 2 前項の返済金額が、乙の債務の全部を消滅させるに足りないときには、甲は甲が適当と認める順序方法により充当することができる。

第3条(期限の利益の喪失)

乙について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、乙は甲から通知催告等がなくても甲に対する一切の債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。

- (1) 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (3) 仮差押、差押または滞納処分を受けたとき。
- 2 次の各場合には、乙は、甲の請求によって甲に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。
 - (1) 乙が債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 - (2) 乙が、第5条に定める担保の提供をしないとき、若しくは別に定めた債権譲渡契約に違反したとき。
 - (3) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第4条(遅延損害金)

乙が期限の利益を喪失したときには、その時における元金及び利息の合計額に対して、期限の利益を喪失したときから支払済に至るまで、年 %の割合で遅延損害金を支払う。

第5条(担保)

この契約に基づいて甲が乙に対して取得する債権の担保は、甲乙間で平成 年 月 日付け別途締結済の債権譲渡契約に係る工事請負代金債権とする。

- 2 甲がさらに担保を必要と判断して請求したときは、乙は、甲に対して、直ちに甲の承認する担保を差し入れる。

第6条(報告義務)

乙の住所や代表者の変更があった場合、乙の経営に関して重大な変化があった場合等においては、乙は甲に対して速やかに報告するものとする。甲が乙に対して、報告を求めた場合も同様とする。

第7条(合意管轄)

本契約に関して争いを生じたときには、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

平成 年 月 日

	住 所	
貸主(甲)	建設業協同組合	
	代表理事	ⓐ
	住 所	
借主(乙)	株式会社	
	代表取締役	ⓐ

支払状況・支払計画書

平成 年 月 日

組合 御中

発注者名

工事名

契約金額

(構成員)

印

工事代金支払項目 下請工種又は資材名	全所要数量		支払済み		支払予定		支払先 (名称/所在地/電話)
	数量	金額	金額	月	金額	金額	
1 下請代金 2 資材代金		千円				千円	
1		千円					所在地 電話 名称
2							
1		千円					所在地 電話 名称
2							
1		千円					所在地 電話 名称
2							
1		千円					所在地 電話 名称
2							
合計又は次葉繰越高							所在地 電話

→ 該当する番号に をつけてください。

(ご注意)

支払予定欄の月旬は、以下の区分によりご記入ください。

上旬：1～10日 中旬：11日～20日 下旬：21～月末

下請負人の受益の意思表示
(工事業者用)

平成 年 月 日

建設業協同組合 御中

～住所～

有限会社

代表取締役

印

～住所～

株式会社

代表取締役

印

- 1 有限会社(以下、甲という)は、建設業協同組合(以下、乙という)と株式会社(以下、丙という)との間で平成 年 月 日に締結された債権譲渡契約(以下、単に債権譲渡契約という)について、同契約書の各条項を承認したうえで、同契約書第11条第1項に規定する受益の意思表示をします。この場合、譲渡債権によって担保される甲の丙に対する債権は、下記のとおりです。

なお、甲と丙とは、後記記載の各条項を遵守します。

記

(被担保債権の表示)

丙が との間で平成 年 月 日に締結した工事請負契約を履行するため、甲を下請負人として使用する請負工事について、甲が丙に対して現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の下請工事代金債権

(下請工事代金債権の表示)

工事名

工事場所

工期

請負った工事の内容

請負代金額

- 2 乙が、債権譲渡契約の各条項に基づいて行う、乙の債権への弁済の充当並びに乙による甲に対する前記下請工事代金債権についての支払に関しては一切異議なくこれに従います。

遵守事項

- 1 甲は下請工事の概要及び下請工事代金債権の内容について、乙に対して、遅滞なく通知すること。新たに丙と下請契約を締結したときにも、同様とする。
- 2 乙が、甲への支払手続きにつき、甲又は丙の協力を必要とする場合は、甲又は丙は直ちに乙に協力すること。なお、この場合必要となる費用については甲又は丙が負担すること。
- 3 甲と丙とは、乙の甲への支払手続きを容易ならしめるため、下請契約を書面で行う等、甲と丙との債権債務関係を明確にするよう努めること。

留意事項

この書面にも確定日付をとっておくことが望ましい。

下請負人の受益の意思表示
(資材業者用)

平成 年 月 日

建設業協同組合 御中

～住所～

有限会社

代表取締役

印

～住所～

株式会社

代表取締役

印

- 1 有限会社(以下、甲という)は、建設業協同組合(以下、乙という)と株式会社(以下、丙という)との間で平成 年 月 日に締結された債権譲渡契約(以下、単に債権譲渡契約という)について、同契約書の各条項を承認したうえで、同契約書第11条第1項に規定する受益の意思表示をします。この場合、譲渡債権によって担保される甲の丙に対する債権は、下記のとおりです。

なお、甲と丙とは、後記記載の各条項を遵守します。

記

(被担保債権の表示)

丙が との間で平成 年 月 日に締結した工事請負契約を履行するため、甲が納入する資材について、甲が丙に対して現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の資材代金についての売掛代金債権

(下請工事の内容と納入する資材の表示)

工事名

工事場所

工期

納入予定の資材

受注金額

- 2 乙が、債権譲渡契約の各条項に基づいて行う、乙の債権への弁済の充当並びに乙による甲に対する前記売掛代金債権についての支払に関しては一切異議なくこれに従います。

遵守事項

- 1 甲は資材納入の受注の内容について、乙に対して、遅滞なく通知すること。新たに丙と契約を締結したときにも、同様とする。
- 2 乙が、甲への支払手続きにつき、甲又は丙の協力を必要とする場合は、甲又は丙は直ちに乙に協力すること。なお、この場合必要となる費用については甲又は丙が負担するこ

と。

- 3 甲と丙とは、乙の甲への支払手続を容易ならしめるため、契約を書面で行う等、甲と丙との債権債務関係を明確にするよう努めること。

留意すべき点

この書面にも確定日付をとっておくことが望ましい。